

# 学都松本英語教育特区

都道府県名：

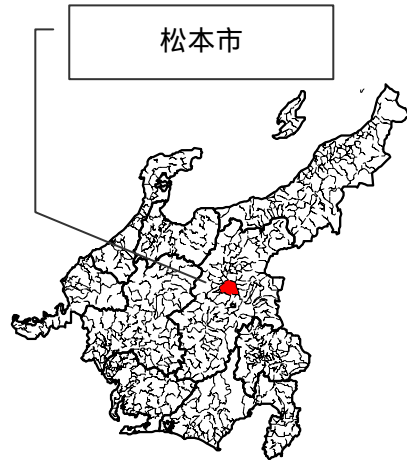
長野県

申請主体名：

松本市

区域の範囲：

松本市の全域



特区の概要：

松本市では、公立の小中学校に外国人英語指導講師を配置することなど、国際理解と英語教育の充実を図っています。こうした取組みに加え、NPO法人が学校法人を設立し、構造改革特別区域研究開発校として教育課程を弾力的に運用する私立小中一貫校を設置します。新設校は、小学校で英語科を新設し、毎日英語授業を行うとともに、英語のみを用いてネイティブスピーカーの指導のもとで野外活動をする授業などを行い、生きた英語を学び英語によるコミュニケーション能力の育成に努め、国際社会に対応できる次代を担う人材の育成を図ります。

適用される規制  
の特例措置：

・特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）



小学校の英語科授業  
(フォニックス法による)



ネイティブスピーカーの  
指導のもとでの野外活動